

1 【民事系科目】平成30年

2
3 【第2問】(配点:100〔設問1〕から〔設問3〕までの配点の割合は、25:50:25)

4 次の文章を読んで、後記の【設問1】から【設問3】までに答えなさい。

5
6 1. Aは、関東地方のP県において、個人でハンバーガーショップを営んでいた。Aが作るハンバ
7 ーガーは、Aが独自に調合した調味料による味わいにより、地域で評判であった。8 2. Aは、P県内に複数の店舗を出店しようと考え、Aの子B、弟C及び叔父Dの出資を得て甲株
9 式会社(以下「甲社」という。)を設立した。甲社の発行済株式の総数は1000株であり、Aが
10 300株を、Bが250株を、Cが250株を、Dが200株を、それぞれ有している。11 甲社は、取締役会及び監査役を置いている。甲社では、Aが代表取締役を、B、C及び甲社の
12 使用人でもあるEが取締役を、それぞれ務めている。甲社は、会社法上の公開会社ではなく、か
13 つ、種類株式発行会社でもない。甲社の定款には、取締役を解任する株主総会の決議は、議決権
14 を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決
15 権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨の定めがある。16 3. 甲社は、P県内に十数店舗を出店した。この間、Dの子Fが、甲社が出店する予定がない近畿
17 地方のQ県において、ハンバーガーショップを営む乙株式会社(以下「乙社」という。)の代表取
18 締役として、乙社を経営するようになった。乙社の発行済株式はDが全て有しているが、Dは乙
19 社の経営に関与していない。20 4. 甲社は、当初、順調に売上げを伸ばしたが、その後、3期連続で売上げが減少した。そのよう
21 な中、AとCとの間で、甲社の経営方針をめぐる対立が生じた。22 5. Cは、Dと面会し、Dに対し、Aが仕入先からリポートを受け取っていると述べ、次の甲社の
23 定時株主総会において、Aを取締役から解任する旨の議案を提出するつもりであるから、これに
24 賛成してもらいたいと求めた。Dは、甲社に見切りを付けており、自己の有する甲社株式200
25 株(以下「D保有株式」という。)を売却することを考えていたため、Cの求めに対して回答を保
26 留した上で、CがD保有株式を買い取ることを求めた。Cは、資金が十分ではなかったため、D
27 の求めに対して回答を保留した。28 6. その後、Dは、甲社において営業時間内にAと面会し、D保有株式をAが買い取ることを求め
29 た。Aがこれを拒否したところ、DはAが仕入先からリポートを受け取っている疑いがあるため
30 Aの取締役としての損害賠償責任の有無を検討するために必要であるとして、直近3期分の総勘
31 定元帳及びその補助簿のうち、仕入取引に関する部分の閲覧の請求をした。これに対し、Aが、
32 どうすればこの請求を撤回してもらえるかと尋ねたところ、Dは、自分は甲社に対して興味を失
33 っており、Aがリポートを受け取っているかどうかなどは本当はどうでもよいと述べた上で、A
34 がD保有株式を買い取ることを重ねて求めた。35
36 【設問1】 上記1から6までを前提として、上記6の閲覧の請求を拒むために甲社の立場におい
37 て考えられる主張及びその主張の当否について、論じなさい。38
39 7. 後日、Dは、Aに対し、AとCとの間の対立は知っているが、仮に、甲社の株主総会において、
40 Cを取締役から解任する旨の議案が提出された場合には、これに反対するつもりであると述べた。
41 Aは、次の甲社の定時株主総会において、Cを取締役から解任する旨の議案を提出することを計
42 画していたため、当該議案について、Dが反対し、否決されることを恐れ、D保有株式を買い取
43 りたいと考えたが、Aには甲社株式のほかに見るべき資産がなかった。44 8. そこで、Aは友人Gに対してD保有株式の買取りを持ち掛けたところ、Gはこれに前向きであ
45 った。D保有株式の適正な売買価格は2400万円であったが、Gは、D保有株式の買取資金と

46 して1600万円しか用意することができなかったため、丙銀行株式会社（以下「丙銀行」とい
47 う。）から当該買取資金として800万円を借り入れることとした。そして、D、G及び甲社は、
48 平成27年2月2日、下記契約（以下「本件契約」という。）を締結した。

49
50 本件契約

- 51 (1) Dは、平成27年4月1日、Gに対し、売買代金2400万円の支払を受けるのと引換えに
52 D保有株式を譲渡し、その株券を引き渡す。
53 (2) 甲社は、Gが丙銀行からD保有株式の買取資金として800万円を借り入れることができる
54 ように、Gの丙銀行に対する借入金債務を連帯保証する。甲社は、Gに対し、保証料の支払を
55 求めない。
56 (3) Dは、平成27年3月25日に開催される甲社の定時株主総会においては、自らは出席せず、
57 Aを代理人として議決権の行使に関する一切の事項を委任する。

58
59 9. 平成27年3月10日、丙銀行及びGは、D保有株式の買取資金800万円について融資契約
60 を締結し、甲社は、適法な取締役会の決議を経て、丙銀行との間で、Gの丙銀行に対する当該融
61 資契約に基づく借入金債務について連帯保証契約を締結した。甲社は、Gから、保証料の支払を
62 受けていない。なお、仮に、甲社が保証料の支払を受けてこのような保証をする場合には、保証
63 料は60万円を下回らないものであった。

64 10. 甲社は、適法な取締役会の決議に基づき、平成27年3月25日を定時株主総会（以下「本件
65 株主総会」という。）の日として、招集通知を発した。本件株主総会においては、会社提案として
66 Cを取締役から解任する旨の議案が、Cの株主提案としてAを取締役から解任する旨の議案が、
67 それぞれ提出されることとなった。

68 11. 本件株主総会には、A、B及びCが出席した。Dは、本件株主総会における議決権の行使に関
69 する一切の事項をAに委任する旨の委任状をAに交付し、本件株主総会には、自らは出席しな
70 かった。

71 本件株主総会において、Cを取締役から解任する旨の議案は、Cが反対したが、A、B及びD
72 の代理人Aが賛成したことにより、可決された（以下「本件決議1」という。）。

73 続いて、Aを取締役から解任する旨の議案について、Cが提案の理由としてAの不正なりべ
74 トの受取について説明しようとした。これに対し、議長であるAは、そのような説明は議案と関
75 連がないとして、これを制止し、直ちに採決に移り、当該議案は、Cが賛成したのみで、否決さ
76 れた（以下「本件決議2」という。）。

77 12. 平成27年4月1日、丙銀行はGに対して800万円の融資を実行し、Gは、Dに対して売買
78 代金2400万円を支払い、D保有株式を譲り受け、その株券の引渡しを受けた。

79 13. 本件契約の内容並びに上記9及び12の事実を知ったCは、平成27年4月15日、本件決議
80 1及び2について、株主総会の決議の取消しの訴えを提起した。

81 14. Gが丙銀行に対する借入金債務を弁済することができなかったため、甲社は、平成27年12
82 月1日、丙銀行に対し、800万円の保証債務を弁済した。甲社はGに対して800万円を求償
83 しているが、Gはこれに応じなかった。

84
85 **〔設問2〕**

86 (1) 上記13の本件決議1及び2についての各決議の取消しの訴えに関して、Cの立場において
87 考えられる主張及びその主張の当否について、論じなさい。なお、本件株主総会の招集の手続
88 は、適法であったものとする。

89 (2) 上記14の事実を知ったCが甲社の株主としてA及びGに対し会社法に基づき責任追及等の
90 訴えを提起する場合に、A及びGの責任に関し、Cの立場において考えられる主張及びその主

- 91 張の当否について、論じなさい。
- 92
- 93 15. Bは、甲社の内紛が継続することにより、取引銀行の信用を失うことを危惧し、親族会議を開
94 催し、AとCとの間を取り持つこととした。A及びCは、Bの提案に従い、下記のとおり合意し
95 た。
- 96 (1) Bが経営者として十分な経験を積んできたことから、Aが取締役を退任した後は、Cも取締
97 役を退任し、Bが代表取締役社長を務めることとする。ただし、内紛が解決したことをアピー
98 ルするため、当面の間は、Aが代表取締役会長を、Cが代表取締役社長を、Bが取締役専務を、
99 それぞれ務め、甲社を共同で経営する。
- 100 (2) 甲社が丙銀行に対して弁済した800万円の求償については、A及びCが、資金を用意し、
101 GからGの有する甲社株式200株を買い取り、Gがその売買代金をもって当該求償に係る支
102 払に充てる。
- 103 16. Gからの甲社株式の買取りの結果、甲社の発行済株式については、Aが450株を、Bが25
104 0株を、Cが300株を、それぞれ有することとなった。また、甲社では、Aが代表取締役会長
105 を、Cが代表取締役社長を、Bが取締役専務を、Eが取締役を、それぞれ務めることとなった。
- 106 17. 平成29年5月、Aが交通事故により死亡したことから、Bは、他の役員に対し、上記15(1)の
107 合意に従い、代表取締役社長に就任し、甲社を経営していく意思を伝えた上で、Cに対し、取締
108 役を退任して相談役として支援してほしいと依頼した。Aの唯一の相続人であるBは、Aが有し
109 ていた甲社株式450株について、単独で相続し、株主名簿の名義書換を終えた。
- 110 18. 甲社の定款には、設立当初から、会社法第174条に基づく下記定めがあった。Cは、上記15
111 (1)の合意に反し、自らが代表取締役社長の地位にとどまりたいと考えた。そこで、分配可能額と
112 の関係では、Bが相続した甲社株式450株全てについて、定款の下記定めに基づき、甲社がB
113 に対して売渡しの請求をすることもできたが、Cが甲社の総株主の議決権の過半数を確保するた
114 めに最低限必要な401株についてのみ、甲社がBに対して売渡しの請求をすることとした。
- 115
- 116 甲株式会社定款（抜粋）
- 117 (相続人等に対する売渡しの請求)
- 118 第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を
119 当社に売り渡すことを請求することができる。
- 120
- 121 19. Cは、甲社の取締役会を招集し、取締役会において、適法な手続に基づき、上記18の請求に
122 関する議案を決議するための甲社の臨時株主総会の招集が決議された。
- 123 20. 甲社は、上記19の取締役会の決議に基づき、平成29年7月3日、臨時株主総会を開催した。
124 当該臨時株主総会において、上記18の請求に関する議案は、議長であるCがその決議からBを
125 除いた上で、Cのみが議決権を行使して賛成したことにより、可決された。甲社は、当該臨時株
126 主総会の終結後、直ちにBに対して上記18の請求をした（以下「本件請求」という。）。
- 127
- 128 【設問3】 会社法第174条の趣旨を踏まえつつ、本件請求の効力を否定するためにBの立場に
129 おいて考えられる主張及びその主張の当否について、論じなさい。

第1. 出題の概要

本問は、①会計帳簿の閲覧の請求の拒絶事由（設問1）、②株主の権利の行使に関する利益の供与を理由とする株主総会の決議の取消しの訴え、株主総会の否決決議の取消しを請求する訴え（設問2(1)）、③株主の権利の行使に関して財産上の利益を供与することに関与した取締役及び当該利益の供与を受けた者に対する責任追及等の訴え（設問2(2)）、④譲渡制限株式の相続人に対する売渡しの請求（設問3）についての理解等を問うものである。（出題の趣旨）

第2. 設問1

設問1においては、(1)Dによる閲覧の請求が会社法第433条第1項の会計帳簿の閲覧の請求に該当すること、当該請求の要件等に言及した上で、(2)当該請求が同条第2項第1号又は第3号の拒絶事由等に該当し、甲社が当該請求を拒むことができるかどうかについて検討することが求められる。(出題の趣旨)

設問1は、会計帳簿の閲覧の請求の理由(会社法第433条第1項柱書き後段)と請求者の言動等から認められる当該請求の目的とが異なる場合や、請求者が会社の業務と同種の事業を営む別の会社の株式の全部を保有する場合に、会社が当該請求を拒むことができるかどうか、当該請求の拒絶事由(同条第2項各号)についての理解等を問うものである。(採点実感)

1. 論点の前提となる法的枠組みについて言及する

設問1においては、まず、本設問に答える前提として、Dによる閲覧の請求が会社法第433条第1項の会計帳簿の閲覧の請求に該当すること、当該請求の要件等に簡潔に言及することが求められる。しかし、これらに全く言及しないでDによる閲覧の請求が同条第2項各号の拒絶事由に該当するか否かについてのみ検討している答案や、逆に、Dによる閲覧の請求が、同項各号の拒絶事由に該当するか否かについて全く検討しないで、同条第1項の要件を満たしているか否かについて相当の分量を割いて検討している答案が散見された。本設問に限らず、会社法上の論点について検討するに当たっては、その前提となる法的枠組みについて言及することが求められ、そのような言及をしている答案には一定の評価を与えている。(採点実感)

会計帳簿等の閲覧・謄写請求の要件は、①請求者が「総株主…の議決権の百分の三…以上の議決権を有する株主又は発行済株式(自己株式を除く)の百分の三…以上の数を有する株主」であること、②「株式会社の営業時間内」での請求であること、③「当該請求の理由を明らかに」すること、④閲覧・謄写の対象が「会計帳簿又はこれに関する資料」(書面・電磁的記録の双方を含む)であること、⑤拒絶事由に該当しないこと、である(433条1項・2項)。

③の趣旨は、会社が拒否事由(同条2項各号)の有無や閲覧謄写させる会計帳簿等の範囲を判断できるようにすることにあるから、「請求の理由」は(会社が拒否事由の有無や閲覧謄写させる会計帳簿等の範囲を判断できる程度に)具体的に示す必要があると解される。もっとも、請求の理由に掲げた事実の立証は不要である。条文上は立証まで求められていないし、請求理由に掲げた事実の有無を調査するための会計帳簿の閲覧謄写請求について当該事実の客観的存在の立証を求めるのは背理だからである。

④閲覧・謄写の対象は、「会計帳簿」及び「これに関連する資料」として作成された書面のうち、請求の理由とされた事実と関連する範囲のものに限られる。なお、433条1項の「会計帳簿」とは、計算書類を作成する資料とするために作成される帳簿を意味する。

高橋ほか 489 頁、百 [2 版] 79 解説

最判 H16.7.1・百 77

高橋ほか 347 頁、百 77 解説

東京高判 H18.3.29・H18 重判 5

高橋ほか 348 頁

2. 拒絶事由

(1) 433条2項1号

(2)のうち、Dによる閲覧の請求が会社法第433条第2項第1号の拒絶事由に該当するか否かを検討するに当たっては、Dが、その権利の確保又は行使に関する調査の目的でなく、D保有株式をAに買い取らせる目的で当該請求を行ったと認めることができるかどうかについて、Dの言動等の事実関係を適切に評価した上で説得的に論ずることが求められる。(出題の趣旨)

同項第1号の拒絶事由に該当するか否かを検討するに当たっては、Dが、株主の権利の確保又は行使に関する調査の目的でなく、単にD保有株式をAに買い取らせる目的で当該請求を行っていることを認めることができるかどうかについて、Aが仕入先からリベートを受け取っている疑いがあるため、Aの取締役としての損害賠償責任の有無を検討するために必要であるとして、会計帳簿の閲覧の請求をしている一方で、自分は甲社に対して興味を失っており、Aがリベートを受け取っているかどうかなどは本当はどうでもよいと述べた上で、AがD保有株式を買い取ろうとしていることなどのDの言動等の事実関係を適切に評価した上で説得的に論ずることが求められる。Dの言動等の事実関係については、これらを丁寧に認定した上で、適切に評価している答案が相当数見られる一方で、これらを全く、又はほとんど認定せず、結論のみを記載するような答案も一定数見られた。(採点実感)

(2) 433条2項3号の拒絶事由

また、Dによる閲覧の請求が会社法第433条第2項第3号の拒絶事由に該当するか否かを検討するに当たっては、乙社の営む事業が甲社の「業務と実質的に競争関係にある」と認めることができるかどうかについて、甲社及び乙社はいずれもハンバーガーショップを営んでいること、甲社は関東地方のP県に、乙社は近畿地方のQ県に、それぞれ出店していること、甲社はQ県には出店する予定がないことなどの事実関係を適切に評価した上で、説得的に論ずることが必要となろう。さらに、Dが「～事業を営み、又はこれに従事するものである」と認めることができるかどうかについても、Dは、乙社の発行済株式の全部を有していること、乙社の経営には関与していないこと、乙社の代表取締役であるFと親子関係にあることなどの事実関係を踏まえて、具体的に検討することが求められる。(出題の趣旨)

また、Dによる会計帳簿の閲覧の請求が会社法第433条第2項第3号の拒絶事由に該当するか否かを検討するに当たっては、乙社の営む事業が甲社の「業務と実質的に競争関係にある」と認めることができるかどうかについて、甲社及び乙社はいずれもハンバーガーショップを営んでいること、甲社は関東地方のP県に、乙社は近畿地方のQ県に、それぞれ出店していること、甲社はQ県には出店する予定がないことなどの事実

関係を適切に評価した上で、説得的に論ずることが必要となる。さらに、Dが「～事業を営み、又はこれに従事するものである」と認めることができるかどうかについても、Dは、乙社の発行済株式の全部を有していること、乙社の経営には関与していないこと、乙社の代表取締役であるFと親子関係にあることなどの事実関係を踏まえて、具体的に検討することが求められる。これらの事実関係についても、同様に、丁寧な認定等をしている答案が相当数見られる一方で、例えば、甲社はQ県には出店する予定がないことに言及せず、このような事実関係に何ら評価を加えていなかったり、Dが乙社の事業を営んでいると認めることができるかどうかを十分に検討しないで、直ちにDと乙社とを同視したりするなどして、結論のみを記載するような答案も一定数見られた。(採点実感)

まず、①「実質的な競争関係にある」には、現に競業関係にある場合のみならず、近い将来競業関係に立つ可能性がある(高い)場合も含まれる。後者の場合でも、会社の秘密が競業に利用されることで会社に損害が及ぶ抽象的危険を未然に防止するという433条2項3号の趣旨が妥当するからである。

次に、②「請求者」が「実質的な競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」とは、「実質的な競争関係にある事業を営む」会社と請求者の一体性がある場合にも認められる。競争関係にある会社が請求者を通じて閲覧謄写によって得た秘密を自己の競業に利用する抽象的危険が認められるからである。

そして、③「実質的な競争関係にある」といえるためには、請求者が当該会社と競業をなす者であるなどの客観的事実(=競業関係という客観的事実)が存在すれば足り、当該株主に会計帳簿等の閲覧謄写によって知り得る情報を自己の競業に利用するなどの主観的意図があることを要しないと解される。433条2項3号の拒否事由の趣旨は、客観的に競業関係にある株主が閲覧請求により情報を得たのを契機として、得られた情報を将来において競業に利用する危険性があることにかんがみ、請求時の主観的意図のいかんを問うことなく、競業関係という客観的事実の存在をもって一律に請求を拒絶できるとすることで、会社に損害が及ぶ抽象的な危険を未然に防止しようとするところにあるからである。¹⁾

(3) その他の拒絶事由

なお、Dの言動等から、Dによる会計帳簿の閲覧の請求について、会社法第433条第2項第2号の拒絶事由に該当し、又は株主権の濫用であるといった論述をしている答案についても、説得的なものには、相応の評

東京地判 H19.9.20・H19 重判 3
事例で考える 331 頁、高橋ほか 351
頁

東京地判 H19.9.20・H19 重判 3、
高橋ほか 351 頁

最決 H21.1.15・百 78

¹⁾ 平成 26 年改正前は、株主名簿閲覧謄写請求についても、実質的競争関係が拒否事由の 1 つとして定められていた(改正前会社法 125 条 3 項 3 号)。そして、3 号については、1 号・2 号の拒否事由の立証困難に鑑み、これらの特則として、客観的な実質的競争関係の存在により 1 号・2 号の拒否事由を推定する証明責任の転換規定であると解されていた(東京高決 H20.6.12・H20 重判 7)。しかし、平成 26 年改正により、実質的競争関係を拒否事由とする規定は削除された。改正の趣旨は、①実質的競争関係にある者に株主名簿を閲覧させることが会社の不利益になるとは考えにくい、②会社を買収しようとする者が委任状勧誘をする際に株主名簿を閲覧しようとするのが妨げられることになるのは不当である、という点にある(高橋ほか 73 頁)。

価を与えている。(採点実感)

4. 答案の水準 (採点実感より)

(1) 優秀又は良好に該当する答案の例

- ・ Dによる閲覧の請求が会社法第433条第1項の会計帳簿の閲覧の請求に該当すること、当該請求の要件等に言及した上で、同条第2項第1号と第3号など、複数の拒絶事由への該当性について、問題文中の事実関係を踏まえて検討しているもの会社法第433条第2項第1号及び第3号の拒絶事由の趣旨を明らかにした上で、当該拒絶事由への該当性について、問題文中の事実関係を踏まえて検討しているもの
- ・ 会社法第433条第2項第3号の拒絶事由の趣旨を明らかにした上で、当該拒絶事由への該当性について、請求者に会計帳簿の閲覧によって知り得る情報を実質的に競争関係にある事業に利用するなどの主観的意図があることを要するか否かを、理由を付して検討しているもの

(2) 不良に該当する答案の例

- ・ 会社法第442条第3項の計算書類等の閲覧請求の問題として論ずるもの会社法第433条第1項の会計帳簿の閲覧の請求の要件を満たしているか否か、例えば、請求の理由を明らかにしているか否かや、請求の理由を基礎付ける事実が客観的に存在することについての立証の要否、閲覧対象の具体的な特定の要否等について、本設問に答える上で明らかにバランスを失っている分量を割いて検討しており、その結果、拒絶事由への該当性についての検討が不十分となっているもの
- ・ 会社法第433条第2項第1号及び第3号の拒絶事由への該当性について、検討することができていないもの会社法第433条第2項第1号の拒絶事由への該当性について、同条第1項柱書き後段の「請求の理由」から客観的に判断しなければならず、請求者の主観を考慮してはならないと論じており、かつ、そのような解釈論を採ることについての説得的な理由付けを欠くもの
- ・ 会社法第433条第2項第1号の拒絶事由への該当性について、問題文中の事実関係に関する適切な評価を欠いたまま、株式の譲渡は株主の権利であるから、株主の権利の確保又は行使に関する調査の目的で請求を行ったと論ずるもの会社法第433条第2項第3号の拒絶事由への該当性について、乙社の営む事業が甲社の「業務と実質的に競争関係にある」と認めることができるかどうかという問題と、Dが「～事業を営み、又はこれに従事するものである」と認めることができるかどうかという問題とを区別して検討することができていないもの

- ・会社法第433条第2項第3号の拒絶事由への該当性について、例えば、甲社はQ県には出店する予定がないことや、Dは乙社の経営には関与していないことなどの問題文中の事実関係に言及せず、評価を加えていないもの

第3. 設問2 (1)

設問2(1)は、自社の株式が譲渡される際に、譲渡人による株主総会における議決権の行使を回避する目的で、会社が譲受人の株式買取資金の借入金債務を無償で連帯保証したことが、株主の権利の行使に関する利益の供与（会社法第120条第1項）に該当するか否かや、これが当該利益の供与に該当するとすれば、そのことを理由として株主総会の決議の取消しが認められるか否か、株主総会の否決決議の取消しを請求する訴えが認められるか否かなど、株主の権利の行使に関する利益の供与や、これを理由とする株主総会の決議の取消しの訴え、株主総会の否決決議の取消しを請求する訴え等についての理解等を問うものである。（採点実感）

1. 本件決議1

設問2(1)においては、甲社がGから保証料の支払を受けないでGの丙銀行に対する借入金債務について連帯保証したことが、「何人に対しても」（会社法第120条第1項）という文言に照らして、Gに対する財産上の利益の供与（同項）に該当するか否か（同項の文言上、利益供与の相手方は誰でもよく、現に株主である者に限られない。）、あるいはこのことがD保有株式の売買契約が成立する前提となっており、Dに対する財産上の利益の供与（同項）に該当するか否かについて説得的に論ずることが求められる。

そして、連帯保証をしたことが、（G又はDに対する）財産上の利益の供与に該当するとすれば、当該利益の供与が「株主の権利の行使に関し」されたもの（同項）ということができるかどうかについて、本件契約によれば、Dが本件株主総会には自らは出席しないでAを代理人として議決権の行使に関する一切の事項を委任することとされていたといった諸々の事実関係に即して検討することが望まれる。

その上で、本件決議1についての株主総会の決議の取消しの訴えに関して、当該利益の供与により、本件決議1が株主総会の決議の方法が法令に違反したもの（同法第831条第1項第1号）と認めることができるかどうかについて検討することが求められる。

これらについて、適切に論ずることができている答案も、少数ではあるが、見られたものの、全く検討することができていない答案が多かった。本件決議1についての株主総会の決議の取消しの訴えに関しては、取消事由として、専ら、議決権の代理行使に関する同法第310条との関係で、Dが本件株主総会における議決権の行使に関する一切の事項をAに委任する旨の委任状をAに交付し、本件株主総会において、Dの代理人AがCを取締役から解任する旨の議案に賛成したことの当否を論ずる答案が多く見られ、これらの答案は低い評価を得るにとどまるものが多かった。（採点実感）

(1) 利益供与

ア. 連帯保証が「財産上の利益の供与」に当たるか

裁判例には、①株式会社による連帯保証は、主たる債務者による債務の

履行がなくても、連帯保証人に対してその連帯保証債務の履行を請求することができることになるから、債権者に対する「財産上の利益の供与」と見る余地はあるが、②主債務者との関係では、保証人が連帯保証債務を履行すれば、主債務者は連帯保証人に対し求償義務を負う（民法 462 条 1 項）から、主債務者に対する「財産上の利益の供与」には当たらない、③②の結論は、連帯保証人が連帯保証をするに当たり主債務者から保証料その他の対価を収受しなかったとしても変わらない旨を述べたものがある。

②は、主債務者の債務総額に変更がないことを理由にしていると思われるが、債務総額に変更がないとしても、連帯保証によって融資を受けやすくなるなどの利益が存在するといえるから、主債務者に対する「財産上の利益の供与」を認める余地もある。

③は、保証料が認定できないと損害としての利益（具体的損害額）の認定ができないことを理由にしていると思われるが、金額算定の困難性と利益の存否は別次元の問題である。しかも、株主総会決議取消の訴えにおいて、決議取消事由として利益供与該当性が問題となっているのであれば、金額算定の困難性による不都合もないから、主債務者に対する「財産上の利益の供与」を認めてもよいと思われる。

模範答案で詳述する通り、甲社が G の借入金債務を連帯保証したことは、「株式会社」甲社による G に対する「財産上の利益の供与」に当たる。

イ. 甲社の連帯保証は、「株主の権利の行使に関」する利益供与といえるか
(ア) 甲社の連帯保証が C の取締役解任議案について D が反対に議決権を行使することを回避することを目的としている点

株式譲渡は株主たる地位の移転でありそれ自体は「株主の権利の行使」とはいえないが、株式譲渡のための利益の供与であっても、株主の権利行使を回避する目的で行われた場合には、当該株主の権利行使を止めさせるための究極的手段として行われたものであるといえるから、「株主の権利…の行使に関」する利益供与であると解される。

D は、C の取締役解任に反対するつもりであったところ、仮に甲社株主全員が株主総会に出席した場合には持株数 250 株の C に加えて持株数 200 株の D までが議案に反対すると、定款により加重された 3 分の 2 以上の賛成という多数決要件（341 条括弧書）を満たさなくなる。

そこで、A は、D の反対による否決を恐れ、友人 G に対して D 保有株式の買取りを持ち掛け、これを実現させるために、甲社を代表して買取資金としての 800 万円の借入金債務を保証する旨の連帯保証契約を締結したといえる。

そうすると、連帯保証は、株主総会において C を取締役から解任する議案について D が反対に議決権を行使することを回避することを目的とするものであるといえる。

かかる目的は、「D は、平成 27 年 3 月 25 日に開催される甲社の定時株主総会においては、自らは出席せず、A を代理人として議決権の行使

H29 重判 2 解説

H29 重判解説 2 参照

模範答案 3 頁 20～4 頁 8 行目

最判 H18.4.10・百 14

に関する一切の事項を委任する。」旨の本件契約条項（3）からも窺われる。

したがって、甲社の連帯保証は、「株主の権利の行使に関」する利益供与といえる。

よって、甲社の連帯保証には利益供与が成立する。

（イ）「株主の権利の行使に関」する推定規定の適用の有無

連帯保証契約が「特定の株主」Gに対して「無償で財産上の利益の供与をしたとき」に該当するのであれば、「株主の権利の行使に関」するものと推定される（120条2項）。

しかし、本問では、連帯保証契約の締結日（利益供与の時点）が平成27年3月10日であるのに対し、株式の譲渡・株券引渡日は平成27年4月1日である。

株式譲渡の契約締結日は定かではないが、契約締結日が平成27年2月2日、契約に基づく権利移転（本件契約（1）における「譲渡」は権利移転を意味していると思われる）と「株券…引…渡」の日が平成27年4月1日という前提に立ったとしても、利益供与の時点では、Gは甲社「株主」に当たらない。

本件契約（1）では、株式に係る権利の移転が平成27年4月1日予定の代金完済に留保されている上、株券発行会社の株式譲渡の会社との関係における効力発生要件である株券の引渡し（128条1項本文）が平成27年4月1日になされているからである。

そうすると、連帯保証契約による「財産上の利益の供与」は「特定の株主に対して」なされたものではないから、「株主の権利の行使に関」する120条2項後段の推定規定は適用されない。

（2）利益供与と決議取消事由の関係

利益供与をする旨の株主総会の決議は、「決議の内容」が会社法120条1項という「法令に違反する」ものとして、無効である（830条2項）ところ、本件決議1はCを取締役から解任することを内容とする決議であり、利益供与をすることを内容とするものではないから、その「内容」が120条1項に違反するとはいえない。そうすると、決議の無効事由は認められない。

しかし、裁判例では、利益供与に基づく議決権行使がなされた株主総会の決議について、「決議の方法」の「法令…違反」を理由とする決議取消事由（831条1項1号）が認められている。²⁾

ローブラ 62 頁、H20 重判 3 解説

²⁾ モリテックス事件（東京地判 H19.12.6・H20 重判 3）では、委任状争奪戦が行われている状況下で、会社が、株主総会で会社提案に賛成することを株主に呼びかけつつ、議決権行使をした株主に、各議案への賛否や議決権行使方法を問わず、500 円の Quo カードを贈呈したという事案において、利益供与に基づく議決権行使がなされたとして「決議の方法」の「法令…違反」を理由とする決議取消事由が認められないかが争われた（ローブラ 62 頁、H20 重判 3 解説）。

本判決は、「取締役が、会社の負担において、株主の権利の行使に影響を及ぼす趣旨で利益供与を行うことを許容することは、会社法の基本的な仕組に反し、会社財産の浪費をもたらすおそれがあるため、これを防止する」という 120 条 1 項の趣旨に照らし、①供与目的が株主の権利行使に影響を及ぼすおそれのない正当なものであり、②個々の株主への供与額が社会通念上許容される範囲のものであり、③株主全体に供与される総額も会社の財産的基礎に影響を及ぼすものではないといえる場合には、例外的に利益供与の違法性が阻却されると解すべきである、と述べた。その上で、「Quo カードの提供に伴う議決権行使の勧誘が、一

とすれば、利益供与を手段として議決権を行使させなかった場合についても、利益供与を手段として議決権を行使させた場合と同様に考えて、「決議の方法」の「法令…違反」を理由とする決議取消事由（831条1項1号）が認められると解すべきである。

本問では、甲社の連帯保証がGに対する利益供与（120条1項）に当たり、これはCの取締役解任議案についてDに反対させないためのD保有株式買取の実現手段としてなされたものであるという意味で、本件決議1には「決議の方法」が120条1項「に違反」という取消事由（831条1項1号）があるといえる。

2. 本件決議2

(1) 取消事由

また、本件決議2についての株主総会の決議の取消しの訴えに関しては、本件決議2が株主総会の決議の方法が法令に違反し、又は著しく不公正なもの（会社法第831条第1項第1号）と認めることができるかについて、CがAを取締役から解任する旨の議案の提案の理由を説明しようとしたところ、議長であるAがこれを制止し、直ちに採決に移ったことを、①株主による提案理由の説明の拒絶として株主提案権の（実質的）侵害に該当し、あるいは②議長の議事整理に関する権限（同法第315条第1項）の濫用に該当すると位置付けることができるのではないかといった観点から、検討することが考えられる。（出題の趣旨）

本件決議2についての株主総会の決議の取消しの訴えに関しては、本件決議2が株主総会の決議の方法が法令に違反し、又は著しく不公正なもの（会社法第831条第1項第1号）と認めることができるかどうかについて、CがAを取締役から解任する旨の議案の提案の理由を説明しようとしたところ、議長であるAがこれを制止し、直ちに採決に移ったことを、株主による提案理由の説明の拒絶として株主提案権の（実質的）侵害に該当し、あるいは議長の議事整理に関する権限（同法第315条第1項）の濫用に該当すると位置付けることができるのではないかといった観点から、検討することが考えられる。議長の議事整理に関する権限（同項）の濫用に該当すると論ずる答案が多かったが、株主提案権の（実質的）侵害に該当すると論ずる答案も一定数見られた。しかし、③議長であるAによりCによる説明が制止されたことを、取締役の説明義務に関する同法第314条との関係で、同条の「株主から特定の事項について説明を求められた場合には」という要件を全く考慮せず、同条に基づく取締役の説明義務の不履行に該当すると位置付けようとする答案が相当数見られ、これらの答案は低い評価を得るにとどまるものが多かった。（採点実

面において、株主による議決権行使を促すことを目的とするものであったことは否定されない」とする一方で、委任状争奪戦が行われている状況であったなどの事情を考慮して、「会社提案へ賛成する議決権行使の獲得を目的としたものである」として①を否定し、決議取消事由を認めた。なお、定足数不足による流会防止のために議決権行使を促すという目的は、正当な目的であるといえる（H20重判3解説）。

感)

ア. 株主による提案理由の説明の拒絶として株主提案権（304条）の（実質的）侵害

株主提案権には、議題提案権（303条）、議案提案権（304条）、議案の要領の通知請求権（305条）がある。

Cは、定時株主総会において、株主提案としてAを取締役から解任する旨の議案を提出しているところ、これは、「株主総会において」取締役解任という「株主総会の目的である事項…につき議案を提出する」ものとして、議案提案権（304条）の行使に当たる。

合議体の構成員が審議事項につき自己の議案を提出できることは当然であるから、304条の規定の意義は、むしろ、同条1項但書所定の拒絶事由にあると解されている

江頭 330 頁

イ. 議長の議事整理に関する権限（315条1項）の濫用

株主総会の議長は、当該株主総会の秩序を維持し、議事を整理する権限を有する（315条）。この権限は、公正・円滑な議事運営という権限の趣旨・目的に従って行使されなければならない。³⁾

江頭 352 頁

議長の権限は、出席株主の株主総会への実質的な参加を確保するために行使されるべきものであるから、その権限が恣意的に行使された場合には、決議方法の「法令…違反」ないし「著しく不公正」という決議取消事由が認められることがある。

高橋ほか 122 頁

議事運営が「不適切」を超えて「違法」となるかどうかは、具体的に株主権の行使が妨げられ、株主としての法的利益の侵害があったかどうかにより判断される。採点実感では、優秀又は良好の答案の例として、「議長であるAがCによる説明を制止し、直ちに採決に移ったことを、議長の議事整理に関する権限（会社法第315条第1項）の濫用に該当すると論ずる上で、株主提案権の意義にも言及しているもの」が挙げられている。

リークエ 148 頁、最判 H8.11.12・
百 A8

なお、特別利害関係取締役（369条2項）と異なり特別利害関係株主による議決権行使自体が認められていることからしても、特別利害関係株主が議長として議事を主宰しても、当然に決議が瑕疵を帯びるわけではなく、当該議長の具体的な議事運営の方法によっては「決議の方法が…著しく不公正なとき」（831条1項1号後段）という取消事由が認められる余地があるにとどまると解すべきである。

江頭 353 頁

ウ. 取締役の説明義務（314条）違反

314条の説明義務は、「株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合」に初めて発生するものである。

もともと、①説明を求められた「当該事項が株主総会の目的である事項に関しないものである場合」、②「その説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合」、③「その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合」には、説明義務が免除される。

³⁾ これは、総会屋による議事混乱を想定した設けられた規定である（リークエ 147 頁）。

論文試験では、①株主総会において質問があったか、②質問事項が「特定の事項」であるか、③拒否事由（①～④）があるかという流れで検討をすることになる。③拒否事由の検討では、特に、④について会社法施行規則 71 条各号に従って検討することが重要である。

なお、本問では、「取締役」が、「株主総会において、株主から」A を取締役から解任すべき理由について「説明を求められた」という、説明義務の発生要件を欠くから、説明義務は発生していない。したがって、拒否事由該当性を検討するまでもなく、取締役の説明義務違反は認められない。

（2）議案を否決した株主総会決議の取消しの訴えの適法性

判例は、ある議案を否決する株主総会等の決議の取消しを請求する訴えは不適法であるとしていること（最判平成 28 年 3 月 4 日民集 70 巻 3 号 8 2 7 頁）を意識した上で、その適否を論ずることが求められる。

（出題の趣旨）

判例は、ある議案を否決する株主総会等の決議の取消しを請求する訴えは不適法であるとしていること（最判平成 28 年 3 月 4 日民集 70 巻 3 号 8 2 7 頁）を意識した上で、その適否を論ずることが求められる。しかし、当該訴えの適否については、全く検討することができていない答案が非常に多く、検討することができている答案であっても、この判例を意識した適切な論述がされていると評価することができるものは多くなかった。また、判例と異なり、訴えの利益がないと論ずるものが多かった。

（採点実感）

以下の理由から、議案を否決した株主総会決議の取消しの訴えは不適法であると解されている。なお、本判決でいう「不適法」とは、訴えの利益を欠くことではなく、否決の決議は 831 条所定の「株主総会…の決議」に当たらず、その取り消しを求めることは会社法が想定するものではない、ということの意味している。⁴⁾

①会社法は、瑕疵のある株主総会決議について、3 カ月の出訴期間（831 条 1 項柱書）を規定することで法律関係の早期安定を図るとともに、認容判決の第三者効（838 条）を規定することで法律関係の画一的確定を図っており、これらの規定は、株主総会決議によって新たな法律関係が生ずることを前提としている。ところが、一般に、否決の決議又はその取消しによって新たな法律関係が生ずることはない（判旨）。

②304 条但書の趣旨は否決された提案を短期間に繰り返すことが適当でないという考えにあるから、否決の決議に重大な瑕疵がある場合には、同条但書による 3 年間の再提案制限は及ばないと解すべきである。そうすると、同条但書の制限を排除するために否決の決議を取り消すまでの必要は

最判 H28.3.4・H28 重判 5

H28 重判 5 解説、平成 30 年採点実感

⁴⁾ “否決の決議については、その効力を否定するための手続を限定したり、法律関係が多数形成される前までに訴えなければ提訴を許さないとする時間的制限を設けたり、取消し等の訴えについての特別な各種の規制を設ける必要はないというべきである。すなわち、否決の決議については、上記の各規制を及ぼす理由はなく、その意味で、一般に、会社法 831 条所定の株主総会の決議には当たらないというほかなく、否決の決議の取消しを求める訴訟なるものは、同法が想定しておらず、許容されないものであって、不適法とされることになる。”（千葉勝美裁判官の補足意見）

ない。これと異なり、304条但書の制限を排除する必要から否決の決議の取消しの訴えの適法性を肯定すると、否決の決議の取消訴訟という形で実質的に再提案が蒸し返されるおそれがあり、同条但書の制度の趣旨に反することにもなりかねず、妥当でない（千葉勝美裁判官の補足意見）。

3. 特別利害関係株主（本件決議1・2に共通する）

本件決議1又は2について、特別の利害関係を有する者（会社法第831条第1項第3号）の意義を正しく理解しておらず、Cを取締役から解任する本件決議1について、Cとの間で対立が生じていたAが特別の利害関係を有する者に該当するか否かを論ずるものが多く見られた。また、解任に関する議案を提出されている取締役であるC又はA自身が株主として議決権を行使していることから、C又はAが特別の利害関係を有する者に該当するか否かについて検討している答案が多く見られた。そのような答案には、特別の利害関係を有する者（同号）は株主総会において議決権を行使することができないと誤解しているものが多く、また、C又はAが特別の利害関係を有する者に該当するとするものも多かった。判例は、株主総会における取締役解任決議については、当該取締役の議決権行使は株主の経営参加権の行使にすぎず、特別の利害関係を有する者に当たらないとしている（最判昭和42年3月14日民集21巻2号378頁）ので、判例と異なる結論を採る場合であっても、判例を意識した記述をすることが求められる。（採点実感）

4. 答案の水準

(1) 優秀又は良好に該当する答案の例

・「何人に対しても」（会社法第120条第1項）という文言に照らして、財産上の利益の供与を受ける者は株主であることを要せず、Dによる株主の権利の行使に関し、Gに対して利益の供与を行ったと論ずるもの株主の権利の行使に関する利益の供与（会社法第120条第1項）の要件を適切に整理し、特に財産上の利益の供与が「株主の権利の行使に関し」されたもの（同項）ということができるかどうかという要件について、株式の譲渡自体は「株主の権利の行使」ということができないが、譲渡人による議決権の行使を回避する目的である場合には、「株主の権利の行使に関し」されたものということができるという解釈を採った上で、適切に当てはめをしているもの本件決議1についての株主総会の決議の取消しの訴えに関して、当該利益の供与により、本件決議1が株主総会の決議の方法が法令に違反したもの（会社法第831条第1項第1号）と認めることができるかどうかについて論ずるに当たり、当該利益の供与がDによる議決権の行使に及ぼした影響を適切に述べているもの

・本件決議2についての株主総会の決議の取消しの訴えに関して、議長

であるAがCによる説明を制止し、直ちに採決に移ったことを、議長の議事整理に関する権限（会社法第315条第1項）の濫用に該当すると論ずる上で、株主提案権の意義にも言及しているもの

- ・株主総会の否決決議の取消しを請求する訴えが、株主総会の決議の取消しの訴えの対象となるか否かについて、株主総会の否決決議又はこれを取り消すことによって新たな法律関係が生ずるか否かについて言及した上で、論ずるもの

(2) 不良に該当する答案の例

- ・Dは議決権の行使をAに一任しているにもかかわらず、Aによる議決権の代理行使がDの意思に反するとしているもの
- ・特別の利害関係を有する者（会社法第831条第1項第3号）の意義を正しく理解しておらず、Cを取締役から解任する本件決議1について、Cとの間で対立が生じていたAが特別の利害関係を有する者に該当するか否かを論ずるものや、特別の利害関係を有する者（同号）は株主総会において議決権を行使することができないと誤解し、株主総会の決議の取消しの訴えを提起しているC自身が特別の利害関係を有する者に該当するとした上で、Cが自身の解任に反対の議決権を行使したことが直ちに取消事由に該当すると論ずるもの
- ・株主の権利の行使に関する利益の供与（会社法第120条第1項）への該当性について、その要件を適切に整理することができておらず、保証料の支払を受けていないことから、財産上の利益の供与があったとのみ論ずるにとどまっているもの
- ・本件決議1についての株主総会の決議の取消しの訴えに関して、裁量棄却が認められるかどうかを、明らかにバランスを失っている分量を割いて検討しているもの
- ・議長であるAによりCによる説明が制止されたことを、取締役の説明義務に関する会社法第314条との関係で、同条の「株主から特定の事項について説明を求められた場合には」という要件を全く考慮せず、同条に基づく取締役の説明義務の不履行に該当すると位置付けようとするもの

第4. 設問2 (2)

設問2(2)は、上記(3)のとおり、自社の株式が譲渡される際に、会社が譲受人の株式買取資金の借入金債務を無償で連帯保証した場合において、会社が保証債務の弁済をし、譲受人に対して求償をしたが、譲受人がこれに応じなかったときに、会社がこのような連帯保証をすることに関与した取締役がどのような責任を負うか、また、会社からこのような連帯保証を受けた者がどのような責任を負うかなど、株主の権利の行使に関して財産上の利益を供与することに関与した取締役及び当該利益の供与を受けた者の責任等についての理解等を問うものである。(採点実感)

1. Aに対する責任追及等の訴え

(1) 120条4項に基づく責任

設問2(2)においては、Aに対する責任追及等の訴え(会社法第847条第1項)については、甲社がGから保証料の支払を受けないでGの丙銀行に対する借入金債務について連帯保証したことが、G又はDに対する財産上の利益の供与(同法第120条第1項)に該当するとすれば、①Aは、同条第4項及び会社法施行規則第21条第1号に基づき、少なくとも、供与した利益の価額に相当する額である60万円を支払う義務を負うと認めると・・・が考えられる。

なお、Aが支払義務を負う金額(①にあつては「供与した利益の価額に相当する額」…)については、上記の各金額以外の額であるとする論理も考えられるところであり、事案に即して説得的に論じられていれば、必ずしも、上記の各金額でなければならないものではない。(出題の趣旨)

(2) 423条1項に基づく任務懈怠責任

設問2(2)においては、Aに対する責任追及等の訴え(会社法第847条第1項)については、甲社がGから保証料の支払を受けないでGの丙銀行に対する借入金債務について連帯保証したことが、G又はDに対する財産上の利益の供与(同法第120条第1項)に該当するとすれば、・・・②甲社がGの丙銀行に対する借入金債務について連帯保証したことに関するAの行為は、法令に違反し、又は善管注意義務に違反するため、任務懈怠(同法第423条第1項)に該当し、Aは、甲社に対し、少なくとも、保証債務の履行として丙銀行に弁済した800万円を支払う義務を負うと認められることが考えられる。

なお、Aが支払義務を負う金額(…②にあつては会社の損害額)については、上記の各金額以外の額であるとする論理も考えられるところであり、事案に即して説得的に論じられていれば、必ずしも、上記の各金額でなければならないものではない。(出題の趣旨)

2. Gに対する責任追及等の訴え

Gに対する責任追及等の訴え(会社法第847条第1項)については、G

が、「当該利益の供与を受けた者」に該当するのであれば、同法第120条第3項に基づき、供与を受けた財産上の利益である60万円を返還する義務を負うと認められる。なお、Gが返還義務を負う金額についても、同様に、必ずしも、上記の金額でなければならないものではない。(出題の趣旨)

なお、Gが返還義務を負う金額について、具体的に検討することができていない答案が多く見られた。(採点実感)

3. 間接取引

なお、本設問においては、取締役Aに経済的利益が帰属していると認めることができないから、甲社がGの債務を保証したことが甲社と取締役Aとの利益が相反する取引(間接取引。会社法第356条第1項第3号)に該当するとして、取締役Aに対し、任務懈怠によって生じた損害の賠償責任を追究することは、難しいと考えられる。(採点実感)

確かに、甲社による連帯保証は、Aと対立しているCを取締役から解任する旨の議案について、株主総会でDに反対させないというAの目的を実現する手段として行われているという意味で、Aの利益のために行われたものであるといえる。

しかし、利益相反取引における「利益」は、取締役と会社の間で相反することを観念できる、経済的利益に限られるべきである。

そして、甲社による連帯保証によりAが得る利益は、対立するCを取締役から解任することで、甲社における自己の経営者(取締役)としての地位・影響力を維持・強化したいという、会社支配に係る利益であり、経済的利益とはいえない。

そうすると、甲社による連帯保証は、「取締役」Aと「株主総会」甲社の「利益が相反する取引」に当たらない。

別の角度から説明すると、甲社による連帯保証により「取引役」Aが甲社における自己の経営者(取締役)としての地位・影響力が維持・強化されるという利益を得る一方で、そのことの反射として甲社に不利益が生じるといふ、取引役A・甲社間の利益衝突が認められないのである。

4. 答案の水準

(1) 優秀又は良好に該当する答案の例

- ・取締役の供与した利益の価額に相当する額の支払義務(会社法第120条第4項)と任務懈怠によって生じた損害の賠償責任(同法第423条第1項)について、当該支払義務又は当該賠償責任を負う金額も含め、適切に区別して論ずるものや、これらの責任を追究する訴えを責任追及等の訴えとして提起することができることを、条文を引用しながら丁寧に論ずるもの

(2) 不良に該当する答案の例

- ・主債務者であるGに対する求償債務の弁済を求める訴えを責任追及等の訴えとして提起することができるとするものや、取締役でないGに対する責任追及等の訴えについて論ずるに当たり、役員等（取締役）の責任に取引債務についての責任も含まれるか否かを論ずるもの取締役の供与した利益の価額に相当する額の支払義務（会社法第120条第4項）と任務懈怠によって生じた損害の賠償責任（同法第423条第1項）を全く区別することができていないものや、当該支払義務又は当該賠償責任を負う金額について全く検討することができていないもの
- ・責任追及等の訴えについて問われている場面であるにもかかわらず、Gの責任として、民法上の不法行為責任や主債務者として求償義務についてのみ論ずるものAの会社法第120条第4項に基づく供与した利益の価額に相当する額の支払義務又はGの同条第3項に基づく供与を受けた財産上の利益の返還義務のいずれか一方のみを論ずるもの募集株式の発行の場合でないことは前提としつつも、Aについては、出資の履行を仮装した場合の取締役の責任（会社法第213条の3）を、Gについては、出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任（同法第213条の2）や、不公正な払込金額で株式を引き受けた者の責任（同法212条）を、それぞれ論ずるもの

第5. 設問3

設問3は、譲渡制限株式の相続人等に対する売渡しの請求（会社法第174条）に関する定款の定めが設けられている会社において、株式を相続した相続人に対し、相続した株式の一部についてのみ売渡しの請求がされた場合に、売渡しの請求の効力が否定されるかどうか、譲渡制限株式の相続人に対する売渡しの請求についての理解等を問うものである。本設問は会社法上の典型的な論点とまではいうことができないため、問題文中で、適用条文が同条であることを明示した上、その趣旨を踏まえて設問に答えることを求めている。同条の趣旨を考えた上で、その文言及び事案を踏まえて、適切な法令の解釈及び適用がされることが期待されている。（採点実感）

1. 174条の趣旨を踏まえて、本件請求の適否を論じる

譲渡制限株式の相続人等に対する売渡しの請求（会社法第174条）の趣旨は、会社が、定款にその旨の定めを設けることにより、相続その他の一般承継により当該会社の譲渡制限株式を取得した者に対し、当該譲渡制限株式を当該会社に売り渡すことを請求することができることとし、当該会社にとって必ずしも好ましくない者が当該会社の株主となることを防ぐことができるようにすることにある。

このような趣旨からすれば、本設問においては、本件請求を受けたBは甲社株式を相続する前から甲社の株主であったことや、Aが取締役を退任した後はCも取締役を退任してBが代表取締役社長を務める旨のAC間の合意が存在していたにもかかわらず、Cが代表取締役社長の地位にとどまるため、総株主の議決権の過半数を確保するために必要な限度で、本件請求がされたことなどから、本件請求は会社法第174条又は定款第9条に違反するといえることができるかどうかについて、適用条文の文言と条文の適用結果の相当性の両方を意識して説得的に論ずることが求められる。本件請求をすることを肯定する立場からは、同法第174条以下及び定款第9条の形式的な適用結果が不相当とまではいうことができないことを、本件請求をすることを否定する立場からは、条文の形式的な適用結果が不相当であることに加え、趣旨に照らした文言の限定解釈や権利濫用の法理により、同法第174条以下及び定款第9条の文言や適用場面を限定的に解釈し得ることを、それぞれ論ずることが期待される。

同法第174条の趣旨については適切に論ずることができている答案が相当数あったが、その趣旨に反するなどとして、直ちに既存株主に対する適用がないと論じている答案が目立った。法令及び定款の文言上、認められていないわけではない請求を否定するためには、条文の形式的な適用結果が不相当なものであることや条文の文言の実質的な解釈等を説得的に論ずることが望ましい。

なお、問題文中において、Bの提案に従いAC間でされた合意については、これを株主全員による株主間契約であると解する余地があり、本件請求は、

文言上、同条に反しなかつつ、当該合意が実質的に株主全員によるものであるとすることができるかどうかを丁寧に検討し、当該合意との関係で本件請求の効力を論ずる答案には高い評価を与えた。(採点実感)

2. 臨時株主総会決議の取り消し又は無効を理由とする、本件請求の効力の否定

その上で、平成29年7月3日に開催された臨時株主総会における甲社がBに対して売渡しの請求をすることに関する議案を可決した決議について、①特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによる著しく不当な決議に該当するか否か(会社法第831条第1項第3号)、②決議の内容が法令に違反するか否か(同法第830条第2項)、又は③決議の内容が定款(定款の趣旨)に違反するか否か(同法第831条第1項第2号)、及び当該決議が取り消され、又は無効であることが確認されることにより、本件請求が効力を生じないこととなることなどについて、検討することが考えられる。(出題の趣旨)

臨時株主総会における甲社がBに対して売渡しの請求をすることに関する議案を可決した決議について、①会社法第175条第2項本文に基づき、Bを除いた上で、Cのみが議決権を行使しているが、Cが特別の利害関係を有する者に該当し、特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによる著しく不当な決議に該当するか否か(同法第831条第1項第3号)、②決議の内容が法令に違反するか否か(同法第830条第2項)、又は③決議の内容が定款(定款の趣旨)に違反するか否か(同法第831条第1項第2号)、及び当該決議が取り消され、又は無効であることが確認されることにより、本件請求が効力を生じないこととなることなどについて、検討することが期待されるが、これらについての的確に論ずることができている答案はほとんどなかった。(採点実感)

3. 答案の水準

(1) 優秀又は良好に該当する答案の例

- ・会社法第174条の趣旨について、相続その他の一般承継は株式の譲渡ではなく、株式の譲渡制限では一般承継による株式の取得を制限することができないため、会社にとって必ずしも好ましくない者が当該会社の株主となることを防ぐという譲渡制限株式制度の趣旨を貫徹させるものであると適切に述べるもの
- ・本件請求の効力を否定する立場から、支配権維持のための取得であることを丁寧に認定し、趣旨に立ち戻って会社法第174条以下及び定款第9条の文言の限定解釈や権利濫用の法理により、同法第174条以下及び定款第9条の文言や適用場面を限定的に解釈した上で、臨時株主総会の決議の取消し又は無効について論ずるもの

- ・本件請求の効力を肯定する立場から、既存株主に対する請求又は一部取得の請求はいずれも会社法上禁止されておらず、臨時株主総会決議においてCのみが議決権を行使したことは会社法の明文に合致することを指摘するもの

(2) 不良に該当する答案の例

- ・会社法第174条の趣旨について、相続人の投下資本回収の便宜を図る相続人のための制度であるとしたり、相続による株式の準共有状態を防止するものであるとしたりするなど、明らかに誤解しているもの
- ・譲渡制限株式の相続人等に対する売渡しの請求(会社法第174条)の趣旨が、会社にとって必ずしも好ましくない者が当該会社の株主となることを防ぐことにあるということから、直ちに本件請求が無効であるとし、その法的根拠を挙げないもの
- ・売渡株式等の取得の無効の訴え(会社法第846条の2)の問題として論ずるもの
- ・会社法第175条第2項本文の規定があることを踏まえ、Bに議決権を行使させなかったことが決議の方法の法令違反であるとするものや、Bが特別の利害関係を有する者(同法第831条第1項第3号)に該当するか否かについて論ずるもの

第6. 採点実感

1. 採点方針

民事系科目第2問は、商法分野からの出題である。これは、事実関係を読み、分析し、会社法上の論点を的確に抽出して各設問に答えるという過程を通じ、事例解析能力、論理的思考力、会社法に関する基本的な理解並びに法令の解釈及び適用の能力等を確認するものであり、従来と同様である。

その際に、論点について、過不足なく記述がある答案や、記述に多少の不足があっても、総じて記述が論理的である答案、制度の趣旨等に照らして条文を解釈している答案、事案に即して具体的な検討がされている答案には、一定の高い評価を与えた。これらも、従来と同様である。(採点実感)

2. 文字を判読することができない答案

なお、例年言及しているが、文字を判読することができず、文章を理解することができない答案が見られる。そのような文章については、趣旨が不明であるものと判断した上で、採点せざるを得ない。(採点実感)

第7. 法科大学院教育に求められるもの

会計帳簿の閲覧の請求の拒絶事由(会社法第433条第2項各号)については、全体的に良く理解されていた。拒絶事由への該当性を検討するに当たり、問題文中の事実関係を丁寧に認定した上で、適切に評価している答案が相当数見られ、これらの答案は好印象であった。もっとも、設問に答える前提として、当該請求の要件等に簡潔に言及することが求められるが、これらに全く言及しないで、拒絶事由に該当するか否かについてのみ検討している答案が散見された。会社法上の論点について検討するに当たっては、その前提となる法的枠組みについても必要な範囲で言及し、会社法上の基本的な条文又は制度を十分に理解していることを答案上も明らかにすることが望まれる。

株主の権利の行使に関する利益の供与(会社法第120条第1項)を理由とする株主総会の決議の取消しの訴え等については、全体的に理解が不十分であった。他方で、株主の権利の行使に関して財産上の利益を供与することに関与した取締役及び当該利益の供与を受けた者に対する責任追及等の訴えについては、一定程度理解されていた印象であるから、株主の権利の行使に関する利益の供与により、決議の方法が法令に違反し、又は著しく不公正なものとなって、決議の取消事由に該当し得ると捉えることに困難があったものと考えられる。会社法上の条文又は制度の基本的な理解を前提として、事案に応じて柔軟かつ適切に、その理解を応用する能力を養っていくことが期待される。株主の権利の行使に関する利益の供与については、条文の文言の意義や代表的な判例を十分に理解することができているかどうか、これらを理解していることを条文の文言を解釈する上で明らかにすることができているかどうかによって、評価に

差が生じた印象であり、条文の適用又は解釈を行っているという意識や代表的な判例の存在を前提にして論ずるという意識を身に付けさせることが重要であろう。

株主総会の否決決議の取消しを請求する訴えについても、理解が不十分であった。近年の判例とはいえ、これを理解していることが望ましいが、判例についての理解をおくとしても、的確な論述をすることができている答案は多くなかった。

譲渡制限株式の相続人に対する売渡しの請求については、適用条文の趣旨を適切に論じ、その趣旨及び問題文中の事実関係を踏まえた論述をすることができている答案が相当数あったが、時間的な制約もあったのか、臨時株主総会における甲社がBに対して売渡しの請求をすることに関する議案を可決した決議が取り消され、又は無効であることが確認されることにより、本件請求が効力を生じないこととなるかどうかについての的確に論ずることができている答案はほとんどなかった。

全体的に、問題文中の事実関係から会社法上の論点を的確に抽出する点等において、不十分さが見られた。条文又はその文言の引用が十分とは認め難い答案が少なくなく、また、論点についての論述において、条文の適用関係を明らかにしないまま、又は判例を意識しないままに、論述をする例が見られる。これらについては、基本的に昨年までと同様の印象である。従来と同様に、会社法に関する代表的な判例の理解を含めた基本的な理解を確実なものとするとともに、事実関係から重要な事実等を適切に拾い上げ、これを評価し、条文を解釈し、これを適用する能力と論理的思考力を養う教育が求められる。(採点実感)

[模範答案]

1 設問 1

2 1. Dの請求は、会社法433条1項1号に基づき、甲社の発行
3 済株式1000株の200株という「総株主…の議決権の百分の
4 三以上の議決権を有する株主」として、Aが仕入先からリベ
5 ートを受け取っている疑いがあるためAの取締役としての損
6 害賠償責任の有無を検討するためという「請求の理由を明ら
7 かにして」、「会計帳簿」である総勘定元帳及びその補助簿の
8 うち、仕入取引に関する部分という請求の理由とされた事実
9 と関連する範囲のもの「閲覧」を請求するものである。

10 これを拒むために、甲社は、①乙社の発行済株式全てを有
11 するDによる請求であるから同条2項3号に該当する、およ
12 び②請求の理由がD保有株式を買い取らせることにあるから
13 同条項1号に該当するという主張をする。

14 2. 主張①の当否

15 (1) まず、「実質的な競争関係にある」とは、現に競争関係に
16 ある場合のみならず、近い将来競争関係に立つ可能性があ
17 る場合も含まれると解する。後者の場合でも、会社の秘密
18 が競争に利用されることで会社に損害が及ぶ抽象的危険
19 を未然防止するという3号の趣旨が妥当するからである。

20 次に、「請求者」が「実質的な競争関係にある事業を営み、
21 又はこれに従事するものであるとき」とは、「実質的な競争
22 関係にある事業を営む」会社と請求者の一体性がある場合
23 にも認められると解する。この場合。競争関係にある会社

1 が請求者を通じて閲覧謄写によって得た秘密を自己の競
2 業に利用する抽象的危険が認められるからである。

3 そして、請求者・会社間に客観的な競業関係が存在する
4 だけで、前記の抽象的危険が認められるから、「実質的な競
5 争関係にある」というためには、主観的意図は不要である
6 と解する。

7 (2) 確かに、請求者 D は、乙社の経営に関与していないもの
8 の、乙社の発行済株式を全て保有している上、自分の子 E
9 が乙社の代表取締役であることから、乙社と一体を成すと
10 いえる。そのため、D は、乙社の「事業を営」む者といえ
11 る。そして、乙社と甲社はいずれもハンバーガーショップ
12 を営んでいるから、両者の競業関係が認められそうである。

13 しかし、甲社は関東地方の P 県内に十数店舗を出店して
14 いるが、乙社が出店している近畿地方の Q 県に出店する予
15 定はない。また、乙社が P 県に出店地域を拡大しようとし
16 ている事情もない。そうすると、甲社と乙社の事業が近い
17 将来において同一地域で競合するおそれがあるとはいえ
18 ず、甲社・乙社間の競業関係は認められない。

19 よって、D が「実質的に競争関係にある事業を営」むと
20 いう①の主張は認められない。

21 3. 主張②の当否

22 (1) 自益権行使も何らかの形で共益権と結びつくとも言い得
23 ることから、433条2項1号の「権利」には自益権も含

1 まれると解すべきである。

2 (2) 確かに、株式譲渡も、自益権行使の一環であるとい得
3 る。しかし、Dの閲覧請求は専ら株式譲渡の交渉手段とし
4 て行われているものであり、非公開会社である甲社の譲渡
5 制限株式の適正な価格を算定するための調査等のために
6 行われているわけではない。したがって、「その権利の確保
7 又は行使に関する調査以外の目的」に基づくものであると
8 いえる。よって、②の主張が認められる。

9 設問2(1)

10 1. 本件決議1

11 (1) Cは、甲社の連帯保証がGに対する利益供与(120条1
12 項)に当たり、これはCの取締役解任議案についてDに反
13 対させないためのD保有株式買取の実現手段としてなされ
14 たものだから、本件決議1には「決議の方法」が120条1
15 項「に違反」という取消事由(831条1項1号)があ
16 ると主張する。

17 (2) 確かに、裁判例には、保証人が保証債務を履行しても主
18 債務者が保証人に対し求償義務(民法462条1項)を負う
19 ことを理由に、連帯保証は主債務者に対する「財産上の利
20 益の供与」に当たらないとしたものがある。しかし、主債
21 務者は、債務総額は変わらないものの、連帯保証により融
22 資を受けやすくなるのであり、本間でも、Gが丙銀行から
23 D保有株式の買取資金の借り入れることができるようにす

1 るために連帯保証がなされているから、Gは連帯保証によ
2 り融資を受けやすくなるという利益を受けている。そこで、
3 「株式会社」甲社が、Gの借入金債務を連帯保証したこと
4 は、Gに対する「財産上の利益の供与」に当たると解する
5 （120条1項）。

6 （3）次に、甲社の連帯保証がDG間の株式譲渡・株券引渡し
7 に先行するため、利益供与の相手方であるGは株主ではな
8 かったものの、利益供与の相手方は「何人」でも構わない
9 から、Gも「何人」として利益供与の相手方となる。

10 （4）そして、株式譲渡は株主たる地位の移転でありそれ自体
11 は「株主の権利の行使」ではないが、株式譲渡のための利
12 益の供与であっても、株主の権利行使を回避する目的で行
13 われた場合には、当該株主の権利行使を止めさせるための
14 究極的手段として行われたものであるといえるから、「株
15 主の権利…の行使に関」する利益供与であると解する。

16 Dは、Cの取締役解任に反対するつもりであったところ、
17 仮に甲社株主全員が株主総会に出席した場合には持株数
18 250株のCに加えて持株数200株のDまでが議案に反対
19 すると、定款により加重された3分の2以上の賛成という
20 多数決要件（341条括弧書）を満たさなくなる。そこで、
21 Aは、Dの反対による否決を恐れ、友人Gに対してD保有
22 株式の買取りを持ち掛け、これを実現させるために、甲社
23 を代表して買取資金としての800万円の借入金債務を保証

1 する旨の連帯保証契約を締結したといえる。そうすると、
2 連帯保証は、株主総会において C の取締役解任議案につい
3 て D が反対に議決権を行使することを回避することを目的
4 とするものといえる。かかる目的は、D が本件株主総会に
5 は自らは出席しないで A に議決権行使に関する一切の事項
6 を委任する旨の本件契約の条項（3）からも窺われる。

7 したがって、甲社の連帯保証は、「株主の権利の行使に関」
8 する利益供与に当たる。

9 （5）そうすると、本件決議 1 には、利益供与を手段として G
10 に議決権を行使させなかったという意味で、「決議の方法」
11 が 120 条 1 項に「違反」という取消事由があるから、
12 C の主張が認められる。

13 2. 本件決議 2

14 （1）C は、C による A の不正なリベートの受取についての説
15 明を制止した議長 A の議事運営が「決議の方法が…著しく
16 不公正なとき」（831 条 1 項 1 号）に該当すると主張する。

17 ア．議長の議事整理に関する権限（315 条）は、公正・円
18 滑な議事運営という権限の趣旨・目的に従って行使され
19 なければならない。

20 イ．A が C の説明を制止したのは、A を取締役から解任す
21 るという自分に不利な説明を封じるという、公正・円滑
22 な議事運営と関係のない不当な動機に基づくといえる。

23 そして、C が説明しようとした A を取締役から解任する

1 理由は、Cが提案した議案について株主が合理的に判断
2 するために必要不可欠なものであり、Cの議題提案（304
3 条本文）を実効あらしめるものである。そうすると、Aに
4 よる制止は、不当な動機に基づきCの株主提案権を侵害
5 するものとして、議長の権限の濫用に当たる。したがっ
6 て、（1）の主張が認められる。

7 （2）次に、Cは、否決の決議との関係でも、決議取消しの訴
8 えは適法であると主張する。

9 ア．会社法上の出訴期間制度（831条1項柱書）及び認容
10 判決の第三者効の規定（838条）は、株主総会決議によ
11 って新たな法律関係が生ずることを前提としている。と
12 ころが、一般に、否決の決議又はその取消しによって新
13 たな法律関係が生ずることはない。そこで、否決の決議
14 は831条1項柱書の「株主総会…決議」に当たらず、そ
15 の取消しを求める訴えは不適法であると解する。

16 イ．よって、（2）の主張は認められない。

17 設問2（2）

18 1．Cは、非公開会社甲社の「株主」として（847条1項・2項）、
19 ①Gの120条3項に基づく返還責任、②Aの120条4項に基
20 づく支払責任、③Aの423条1項に基づく損害賠償責任につ
21 いて、提訴請求を経たうえで、株主代表訴訟により追及する
22 （847条1項本文、3項）ことが考えられる。

23 2．①の責任

1 Gは、保証料を得ることなく連帯保証を受けることで保証
2 料60万円の「利益の供与を受けた」のだから、60万円の返
3 還義務を負う(120条3項)。よって、①の主張が認められる。

4 3. ②・③

5 (1) 甲社を代表することで利益供与を行ったAは、「利益の
6 供与…に関する職務を行った取締役」(規則21条1号)と
7 して「法務省令で定める者」(法120条4項本文)に当た
8 るとともに、「当該利益供与をした取締役」(但書括弧書)
9 にも当たるから、過失の有無にかかわらず、供与した利益
10 60万円を甲社に支払う義務を負う。したがって、②に関す
11 る主張は認められる。

12 (2) 甲社「取締役」Aは、利益供与という法令違反により、
13 善管注意義務(330条・民法644条)という「任務を怠」
14 たり、「これによって」、甲社には本来であれば得られたは
15 ずの保証料60万円相当額の「損害」が発生した。なお、甲
16 社は保証債務を履行しているが、Gに対して800万円の求
17 償権(民法462条1項)を有するから、800万円の「損害」
18 の発生は認められない。以上より、③に関する主張は、60
19 万円の損害の限度で、認められる。

20 設問3

21 1. まず、Bは、Bが相続した450株のうち401株についての
22 み売渡しを請求している点で174条の趣旨に適合せず、本件
23 請求は認められないと主張する。

1 会社法は、定款による株式の譲渡制限（107条1項1号、
2 108条1項4号）の趣旨である会社の閉鎖性維持のために、
3 一般承継人に対する売り渡し請求を設けている（174条以下）。
4 このような趣旨からすれば、会社にとって好ましくない一般
5 承継人について、取得株式の一部についても権利行使を認め
6 ないために、株式の全部を買い取るのが望ましい。しかし、
7 一部の買い取りであることを理由として請求を否定すると、
8 会社にとって好ましくない一般承継人の株式保有が継続する
9 ため、かえって上記趣旨に反する。また、175条1項1号で
10 は特別決議による決定事項として「請求をする株式の数」と
11 定められている。そこで、一部の買い取りであることを理由
12 に請求を否定することはできないと解する。

13 2. 次に、Bは、臨時株主総会の決議が決議訴えにより取り消
14 されることで本件請求の効力が否定されると主張する。

15 本件請求により甲社の支配権を取得する目的を有するCは
16 「特別の利害関係を有する者」（831条1項3号）に当たり、
17 同人の議決権行使「によって」、Cによる支配権の取得を可能
18 とするという意味で「著しく不当な決議」が成立したから、
19 決議には3号の取消事由がある。そして、決議取消の訴えに
20 おいて取消判決が下され、それが確定すれば、決議が遡及的
21 に無効となり（839条反対解釈）、決議を要件とする本件請求
22 の効力も否定される。よって、Bの上記主張が認められる。

[中位答案]

1 設問 1

2 1. D の請求は会社法 433 条 1 項 1 号に基づく「会計帳簿」閲
3 覧請求である。これを拒むために、甲社は、①乙社の発行済
4 株式全てを有する D による請求であるから同条 2 項 3 号に該
5 当する、および②請求の理由が D 保有株式を買い取らせるこ
6 とにあるから同条項 1 号に該当するという主張をする。

7 2. 主張①の当否

8 (1)「実質的な競争関係にある」とは、現に競争関係にある場
9 合のみならず、近い将来競争関係に立つ可能性がある場合
10 も含まれると解する。後者の場合でも、会社の秘密が競争
11 に利用されることで会社に損害が及ぶ抽象的危険を未然
12 防止するという 3 号の趣旨が妥当するからである。

13 (2) 確かに、請求者 D は、乙社の経営に関与していないもの
14 の、乙社の発行済株式を全て保有している上、自分の子 E
15 が乙社の代表取締役であることから、乙社との一体性があ
16 る。そして、乙社と甲社はいずれもハンバーガーショップ
17 を営んでいるから、D・甲社間の競争関係が認められそうで
18 ある。

19 しかし、甲社は関東地方の P 県内に十数店舗を出店して
20 いるが、乙社が出店している近畿地方の Q 県に出店する予
21 定はない。そのため、甲社と乙社の事業が近い将来、同一
22 地域で競合するおそれがあるとはいえないから、「実質的
23 な競争関係」は認められず、①の主張は認められない。

1 3. 主張②の当否

2 (1) 株式譲渡は株主たる地位の移転であり、それ自体は「株
3 主…の権利の確保又は行使」ではないと解すべきである。

4 (2) Dの閲覧請求は専ら株式譲渡の交渉手段として行われて
5 いるものだから、「株主…の権利の確保又は行使に関する
6 調査以外の目的」に基づくものである。よって、②の主張
7 が認められる。

8 設問2(1)

9 1. 本件決議1

10 (1) Cは、甲社の連帯保証がGに対する利益供与(120条1
11 項)に当たり、これを手段としてD保有株式の買取りを実
12 現し、Cの取締役解任議案についてDに反対させなかった
13 のだから、本件決議1には「決議の方法」が120条1項「に
14 違反」という取消事由(831条1項1号)があると主
15 張する。

16 (2)「株式会社」甲社が、Gの借入金債務を連帯保証したこと
17 は、「何人」であるGに対する「財産上の利益の供与」に当
18 たりと解する(120条1項)。

19 (3)そして、AがGに対してD保有株式の買取りを持ち掛け
20 たのは、Cの取締役解任議案についてDに反対させないた
21 めである。このことは、本件契約の条項(3)からも認め
22 られる。そうすると、D保有株式の買取りの実現手段とし
23 ての連帯保証は、Dの議決権行使を止めさせるための究極

1 的手段といえるから、「株主の権利の…行使に関」するもの
2 といえる。したがって、甲社の連帯保証には利益供与が成
3 立し、Cの主張が認められる。

4 2. 本件決議 2

5 (1) Cは、CによるAの不正なリベートの受取についての説
6 明を制止した議長Aの議事運営が「決議の方法が…著しく
7 不公正なとき」(831条1項1号)に該当すると主張する。
8 ア. 議長の議事整理に関する権限(315条)は、公正・円
9 滑な議事運営という権限の趣旨・目的に従って行使され
10 なければならない。

11 イ. Cがしようとした説明は、議事を混乱させるものでも
12 ないから、Aは、自分にとって不利な説明を封じるとい
13 う公正・円滑な議事運営と全く関係のない不当な動機に
14 基づきCの説明を制止したといえる。これは議長の権限
15 濫用があるから、(1)の主張が認められる。

16 (2) 次に、Cは、否決の決議との関係でも、決議取消しの訴
17 えは適法であると主張する。

18 ア. 会社法は、決議による法律関係の変動を前提としてい
19 る(831条1項柱書の出訴期間、838条参照)が、否決
20 の決議による法律関係の変動はない。そこで、否決の決
21 議は831条1項柱書の「株主総会…決議」に当たらず、
22 その取消しを求める訴えは不適法であると解する。

23 イ. したがって、(2)の主張は認められない。

1 設問 2 (2)

2 1. C は、非公開会社甲社の「株主」として(847条1項・2項)、
3 ①Gの120条3項に基づく返還責任、②Aの120条4項に基
4 づく支払責任、③Aの423条1項に基づく損害賠償責任が成
5 立すると主張して、これらの責任について、提訴請求を経た
6 うえで、株主代表訴訟により追及する(847条1項本文、3
7 項)ことが考えられる。

8 2. ①Gは、保証料負担のない連帯保証により「供与を受けた」
9 「利益」である60万円の返還義務を負う(120条3項)。

10 ②甲社を代表することで①の利益供与を行ったAは、「利
11 益の供与…に関する職務を行った取締役」(規則21条1号)
12 として「法務省令で定める者」(法120条4項本文)に当た
13 るとともに、「当該利益供与をした取締役」(但書括弧書)に
14 も当たるから、過失の有無にかかわらず、供与した利益60万
15 円を甲社に支払う義務を負う。

16 ③甲社「取締役」Aが利益供与という法令違反により「任
17 務を怠った」こと「によって」、甲社には本来であれば得られ
18 たはずの保証料60万円相当額の「損害」が発生した。したが
19 って、Aは60万円の損害賠償責任を負う。

20 よって、①ないし③の主張が認められる。

21 設問 3

22 1. Bは、Bが相続した450株のうち401株についてのみ売渡
23 しを請求している点で174条の趣旨に適合せず、本件請求は

- 1 認められないと主張する。
- 2 2. 確かに、175条1項1号では特別決議による決定事項とし
3 て「請求をする株式の数」と定められているから、条文上、
4 一部買取りが許容されている。
- 5 しかし、会社法は、定款による株式の譲渡制限（107条1
6 項1号、108条1項4号）の趣旨である会社の閉鎖性維持の
7 ために、一般承継人に対する売り渡し請求を設けている（174
8 条以下）。この趣旨からすれば、会社にとって好ましくない一
9 般承継人が取得した株式の全部を買い取るのが望ましい。
- 10 そこで、合理的な理由を欠く一部買取りは認められないと
11 解する。
- 12 3. 本問では、分配可能額規制（461条1項5号）との関係で
13 は450株すべての売り渡し請求をすることができたのだから、
14 一部買取りにつき合理的な理由はない。したがって、本件請
15 求の効力は、上記趣旨に照らし、認められない。 以上

